

# 岐阜県公報

号外(一) 平成十五年三月二十五日

## 目次

### 規則

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

(環境保全課)

一

### 告示

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示の一部改正

(環境保全課)

一

騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する告示の一部改正

(同)

一四

## 規則

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十五日

岐阜県知事 梶原 拓

岐阜県規則第二十九号

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公害防止条例施行規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条から第三十三条までを次のように改める。

第三十一条から第三十三条まで 削除

別表第一を次のように改める。

別表第一(第四条の三関係)

指定工場の設置に協議を要する地域

岐阜市、大垣市、羽島市及び各務原市の全域

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

岐阜県告示第二百四号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(昭和四十四年岐阜県告示第四百八

十六号)の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年三月二十五日

岐阜県知事 梶 原 拓

多治見市の項及び関市の項を次のように改める。

多治見市	第一種区域	<p>平野町四丁目、元町二丁目、脇之島町四丁目、虎溪山町一丁目、西坂町一丁目から四丁目まで、東山一丁目から三丁目まで、希望ヶ丘一丁目から四丁目まで、旭ヶ丘四丁目、九丁目、松坂町五丁目、明和町四丁目及び七丁目の各全部</p> <p>星ヶ台一丁目、平野町三丁目、京町二丁目、三丁目、五丁目、大畑町一丁目、二丁目、四丁目、大畑町大洞、大畑町西仲根、大畑町赤松、脇之島町一丁目から三丁目まで、五丁目から八丁目まで、弁天町三丁目、四丁目、虎溪山町二丁目、五丁目、長瀬町、住吉町二丁目、七丁目、金岡町五丁目、西坂町五丁目、高田町二丁目、十丁目、十一丁目、小名田町六丁目、七丁目、小名田町岩ヶ根、小名田町小滝、小名田町悪洞、池田町十丁目、赤坂町八丁目、光ヶ丘四丁目、五丁目、喜多町八丁目から十丁目まで、美山町、高根町四丁目、旭ヶ丘一丁目から三丁目まで、五丁目から八丁目まで、十丁目、松坂町一丁目、二丁目、四丁目、明和町一丁目から三丁目まで、五丁目、六丁目、八丁目、九丁目、北丘町四丁目から八丁目まで、根本町九丁目、昭栄町、滝呂町九丁目、十二丁目から十四丁目まで、十七丁目、市之倉町一丁目、五丁目、七丁目及び十一丁目から十三丁目までの各一部</p>
	第二種区域	<p>第一種区域、第三種区域及び第四種区域を除いた地域</p>
	第三種区域	<p>新富町一丁目、本町一丁目から五丁目まで、中町、明治町一丁目、二丁目、日ノ出町一丁目、二丁目、小路町、広小路一丁目から四丁目まで、陶元町、新町一丁目、二丁目、金山町、未広町、青木町、御幸町一丁目から三丁目まで、錦町一丁目、京町四丁目、栄町一丁目から三丁目まで、田代町一丁目から三丁目まで、前畑町一丁目、四丁目、小田町六丁目、宮前町一丁目、大正町一丁目から三丁目まで、虎溪町一丁目、二丁目、大日町、豊岡町一丁目から三丁目まで、住吉町一丁目、三丁目から五丁目まで、白山町一丁目、二丁目、四丁目、五丁目、金岡町一丁</p>
関市	第一種区域	<p>目、二丁目、四丁目、若松町一丁目から四丁目まで、音羽町一丁目から五丁目まで、高田町四丁目、五丁目、七丁目、小名田町二丁目、池田町一丁目、大沢町一丁目、二丁目、光ヶ丘一丁目から三丁目まで、滝呂町四丁目、七丁目、十丁目、十二丁目、市之倉町四丁目及び六丁目の各全部</p> <p>山吹町一丁目、三丁目、生田町一丁目から六丁目まで、東町一丁目から三丁目まで、下沢町二丁目から四丁目まで、坂上町六丁目、上町一丁目、本町六丁目、七丁目、常盤町、窯町、奥川町、神楽町、山下町、昭和町、錦町一丁目、三丁目、四丁目、三笠町一丁目から四丁目まで、京町二丁目、三丁目、五丁目、六丁目、大畑町一丁目から七丁目まで、大畑町大洞、大畑町赤松、平和町一丁目、三丁目から八丁目まで、脇之島町六丁目、前畑町二丁目、三丁目、五丁目、小田町一丁目、二丁目、五丁目、上山町一丁目、二丁目、緑ヶ丘、宮前町二丁目、上野町一丁目、三丁目、五丁目、虎溪山町二丁目から七丁目まで、十九田町一丁目、二丁目、住吉町六丁目、七丁目、白山町三丁目、金岡町三丁目、高田町一丁目、三丁目、六丁目、八丁目、小名田町一丁目、三丁目から六丁目まで、小名田町西山、小名田町岩ヶ根、小名田町草ノ頭、小名田町西ヶ洞、池田町二丁目、三丁目、五丁目、七丁目、九丁目、富士見町一丁目から五丁目まで、太平町一丁目から五丁目まで、月見町一丁目から三丁目まで、諏訪町神田、諏訪町天ヶ峯、三の倉町中洞、三の倉町猪場、三の倉町大美山、甘原町、小泉町一丁目、大原町三丁目、四丁目、平井町六丁目、赤坂町六丁目、八丁目、九丁目、宝町一丁目、七丁目、八丁目、十一丁目、十二丁目、光ヶ丘四丁目、五丁目、美山町、高根町二丁目、四丁目、旭ヶ丘五丁目、六丁目、八丁目、十丁目、松坂町一丁目から四丁目まで、明和町一丁目、三丁目、六丁目、八丁目、根本町三丁目、滝呂町一丁目から三丁目まで、五丁目、六丁目、八丁目、十二丁目から十六丁目まで、市之倉町一丁目から三丁目まで、五丁目、七丁目から十二丁目まで、大針町及び北小木町の各一部</p> <p>下沢町一丁目から三丁目まで及び星ヶ台三丁目の各一部</p>
関市	第四種区域	<p>桜台一丁目から四丁目まで、津保川台一丁目、二丁目、千足字下宮後及び千足北一丁目の各全部</p> <p>小迫間字檜洞、字宮河、山田字久寿志、字上屋敷山、字平田、字正萬、字鳥屋洞、千足字上宮後、字長平、字赤上字竹之腰、字入ヶ洞、字松洞、大平台、千足北二丁目、関ノ上二丁目から</p>

<p>三丁目まで、下有知字入道、迫間台二丁目、二丁目、迫間字柳洞、字北端、東山四丁目及び市平賀字小路洞の各一部</p> <p>第一種区域、第三種区域及び第四種区域を除いた地域</p>	<p>第二種区域</p>	<p>第三種区域</p> <p>下有知字田中、字茂長洞、字上中島、字岡河戸、字岡河戸前、字深橋前、字岐阜新田、字野畔、字的場、字出店裏、字出店前、字野起、字北添井堀、字南添井堀、字狐塚、字富士二、字道教北、字道教、字道教南、字境松、字八ノ戸、字富士裏、字富士西、字高新田、字小山、字小山西、小瀬字北池田、字南池田、字丸山前、字東長池、字南長池、字北目貫橋、字南目貫橋、字首次、字石橋洞、字高山、字二ツ岩、字松田、字岩本、山王通一丁目、二丁目、新田、十三塚北、東十三塚町、十三塚町、西居敷、片倉町、寺内町、赤淵、一本木町、平和通四丁目から七丁目まで、古屋敷、日の出町一丁目、二丁目、栄町一丁目、二丁目、本町二丁目、三丁目、七丁目、八丁目、森西町、若宮町、西木戸町、河合町、貴船町、十軒町、金屋町、鍛冶町、吐月町、白川町、常盤町、春日町一丁目から三丁目まで、小柳町、富本町、前町、新町、兼永町、千年町一丁目、二丁目、末広町、美和町、長谷寺町、平和通一丁目、月見町、上利町、相生町、吾妻町、住吉町、東門前町、西門前町、美園町、長住町、観音前朝日町、旭ヶ丘三丁目、東新町一丁目から四丁目まで、六丁目、大平町一丁目から三丁目まで、花園町、朝倉町、大門町一丁目から三丁目まで、宮地町一丁目から三丁目まで、関口町一丁目から四丁目まで、弥生町一丁目、豊川町、新堀町、寿町一丁目、二丁目、南町二丁目から四丁目まで及び池尻字坂田西洞の各全部</p> <p>下有知字山ノ間、字池ノ上、字末洞、字橙ノ木洞、字下蚯蚓洞、字峯形尾、字赤谷、字莊洞、字上蚯蚓洞、字向中野、字岩崎、字大平前、字楢ヶ洞、字前洞新田、字富士屋敷、小瀬字杉洞、字符ノ岡、字中野、字西長池、字長野、字南堀田、字御嶽、字一ノ門、字大塚前、のぞみヶ丘、巾一丁目から三丁目まで、十三塚南、南久後、緑ヶ丘二丁目、西福野一丁目、二丁目、中福野町、東福野町、栄町三丁目、四丁目、東桜町、東貨上、元重町、西日吉町、坂下町、本町一丁目、四丁目から六丁目まで、伊勢町、出来町、吉田町、西町、吉本町、天王町、旭ヶ丘二丁目、千年町三丁目、平和通二丁目、三丁目、八丁目、馬場出、柳町、居敷町、宝山町、十六所、梅籠寺山、南町一丁目、東欠ノ下、弥生町二丁目、春里町一丁目から三丁目まで、西本郷通</p>
---	--------------	---

<p>瑞浪市の項を次のように改める。</p>	<p>第四種区域</p> <p>新迫間の全部</p> <p>下有知字池ノ上、字末洞、字橙ノ木洞、字下蚯蚓洞、字大平前、字峯形尾、のぞみヶ丘及び小瀬南一丁目目の各一部</p> <p>一丁目から七丁目まで、安桜台、安桜山、観音山、南出、東新町五丁目、七丁目、市平賀字鹿塚、字上流、字下流、肥田瀬字川原田、字田中、字流、字道前、倉知字南赤淵、字浦屋敷、字赤尾下、字砂利洞、字東若御子、字若御子、字梁坪、字深田、字四反田、字午頭、字藤谷、字東藤谷、字西藤谷、字欠ノ下、字餅売場、字鐘搗、迫間字大下、字大平、字前平、小屋名字神明東、字藤森、字上中島、千正字中河原、字下野、字西ノ野、字西柳原、字下大砂下、池尻字坂田東洞、字尼ヶ崎、鑄物師屋四丁目、平成通一丁目及び二丁目目の各一部</p>
------------------------	--

<p>瑞浪市</p>	<p>第一種区域</p> <p>山田町のうち芝添、三ツ橋、西平、明賀台一丁目から五丁目まで、土岐町の北畑、下市場及び虫塚の各全部</p> <p>山田町のうち東平、後田、山本、流田、土岐町のうち欠の下、東岡田、西岡田、上市場、上天徳、大洞、イタチ洞、学園台のうち一丁目から四丁目までの各一部</p> <p>山田町のうち森本、竹ノ下、上り平、屋内洞、杉之下、向田、宮之下、沼田、大ヶ曾根、中屋敷、釜土、小田町のうち井料、寺河戸町のうち西門、水ノ木、天徳、樽上町一丁目、二丁目、一色町一丁目から三丁目まで、上野町一丁目から三丁目まで、宮前町二丁目、高月町一丁目、二丁目、須野志町二丁目、北小田町一丁目、穂並二丁目、土岐町のうち竜門、上河原、原、水之木、不動前、下天徳、一色ヶ平、黒田、神田、清水、下大月、花村、十三、杉ノ本、豆沢、一之沢、木裏、下畑、下町、片平、町裏、郷屋、下高屋、中町、花本、上高屋、石田、梨子坪、町田、川上、浦田、稻荷、西半入道、東半入道、南半入道、合歡木、久古田、上小瀬、下小瀬、上平、曼茶羅見、北川原、仲田、岩鼻、明戸、荘ヶ洞、池之出口、湯之本、下二ツ岩、下根竹、青木、入木、竹ノ下、羽根、上今尻、下今尻、前川原、中島、上丁田、中切、佃、五百代、入尾、中尾、茶屋、中畑、畑廻、外沼、河原、高根、下大草、上大草、上平町一丁目、明世町戸狩のうち狭間、大満堂、サツタ、大後、町前、柱本、里畑、岡、水ヶ手、花掛、薬師堂前、大洞、明世町山野内のうち道上、九反所、六反田、宮前、下河原、西洞、沼、上平、中平、明世町</p>
------------	--

月吉のうち井口、山本、五反田、伯父垣外、羽根、羽根下、神田、佃、横割、井領、諸屋、沖田、柳ノ本、楊屋免、上河原、下河原、西高谷家、起田、大垣外、中平、西ノ前、堂地、編屋森下、櫻堂、洞田、萬場平、小萬場、森坂、溝口、稲津町小里のうち馬場、上馬場、浜井場、山之田、紙屋下、一ツ橋、畑田山、平岩、カヤノ木、コギ山、五斗代、紙屋平、藪之内、宮之洞、モリ山、野瀬、宮之下、センボドウ、シゲツキ、トウガイト、三角洞、松之木、架場、杉本、神戸、総作、大ノ田、兵庫田、イワリドウ、萬場、アワラ、長慶寺、カ口橋、岩坪、ハサミ石、下堀切、高平、冷、羽広、井ノ上、鳴橋、小田渡、大洞丸見、河岸、大蔵寺、ナギ下、鹿飛、町、西蔵、稲津町萩原のうち小井戸、桑下、柳ヶ坪、五反田、中之平、柏原、堤ヶ洞、山之越、田中、斧池、前田、向田、中田、沖平、外田、桜沢、河原、塩平、清水垣外、岩屋垣外、立若、高平、江石、北山、向山、釜戸町のうち蜂屋、一之瀬、神軒、真木、柏の木、寄町、小坂、東定、西定、稻荷、百田、森前、宿、梅本、大仙奈、上屋、天徳、上切、町裏、町、町屋、広瀬、向、赤土、土合、下平、上平、川原、道上、夫錢、表畑、前田、八伏、吉原、大島、苅宿、向鍛冶屋、広畑、下切、大湫町のうち西ノ下、前田、由良、日吉町のうち下石垣、二ツ岩、坂、松本浦、松本、中蔵、郷戸、香屋、森ノ腰、梅田、大山、横縄、本郷、香掛、川原、戸尻、柴平、鳥屋ヶ谷、桜ノ木、梅坪、サハ口、蛭子、千原、川原田、飛田、山本前、大敷、角田、小喜曾、損田、梅ノ木、柴原、藤ノ木、婆ヶ洞、崖田、蟻ヶ洞、山下、田畑、石田、鳥ヶ平、桃ノ木平、清宗、塚本、井ノ口、下平、岩神、竹ノ腰、小洞、大洞、篠ヶ洞、炭焼、深沢、平、切山、日向、茶屋ヶ根、東町、南町、前ノ由、大塚、細久手及び北町の各全部、山田町のうち東平、後田、山本、流田、登り戸、札木平、堂洞、水洞、阪下、田内、井戸之山、駄知道、小田町のうち南大法、寺河戸町のうち五色、南、一色町のうち四丁目、六丁目、宮前町一丁目、須野志町一丁目、北小田町二丁目から四丁目まで、南小田町一丁目から三丁目まで、穂並三丁目、学園台一丁目から四丁目まで、土岐町のうち松ヶ下、縦箒、下河原、欠の下、東岡田、西岡田、上市場、上天徳、寺屋敷、大洞、イタチ洞、上大月、裏花村、西豆沢、稲葉、道上、上ノ山、諏訪洞、猪野段、段洞、安高、足ヶ洞、上奥名、竹之腰、下奥名、野田、玄徳、霜沢、三之助、順礼堂、上二ツ岩、梅ノ洞、上根竹、中平、桜堂、笹山、大通、道下、藤ノ木、沢尻、姥ヶ下、四ツ沼、森本、加毛田、田畑、岡之平、開初、内沼、兔洞、前山、平山、

第三種  
区域

芳垣、上平町二丁目から四丁目まで、明世町戸狩のうち大狭間、小狭間、森下、不動洞、別荘、若林、井ノ洞、明世町山野内のうち西山、三ツ岩、雨池、寺洞、捧ヶ洞、片狭間、明世町月吉のうち山田、羽根山、欠ノ洞、祢宜ヶ洞、東高谷家、堀田、宮ノ洞、小洞、春日、総作山、清水洞、明戸、小屋山、稲津町萩原のうち丸山、田、中洞、上平、中畑、小石山、裏山、大湫、大牧、水洗、陶町水上のうち平、釜戸町のうち西山、神徳、前山、新立、太保、日陰、洞田、岩倉、裏山、芝原、石拾、上洞、戸井ヶ沢、七子、砂田、大洞、論板、川戸、六田、中畑、阿倉、中田、萩原、桜之木、笠ヶ平、向田、蟹淵、桑原、上桑原、大羽根、大湫町のうち土橋、洞畑、小牧山、清水、下田、町、向山、牛ヶ洞、童子ヶ根、北手、日吉町のうち前田、堂ヶ洞、祖師田、孫洞、泊り、大平、東柄石、西柄石、西山、常道、洞田、美濃紙、坂本、久保屋雨降、沢名、南山ノ田、東寺、堤洞、道成、間方、南垣外、向山、東川原田、山本、宿、木ノ下、羽根垣外及び洞畑の各一部

山田町のうち中入洞、要ヶ洞、下入洞、益垣外、益ヶ洞、岩谷口、明賀洞、横ヶ洞、川添、大坪、上之海道、大洞、足洗、今光寺、西洞、大平、七曲、竹之越、七ツ林、小田町のうち大久東洞、西原、正法寺、下沖町一丁目、二丁目、西小田町四丁目、寺河戸町のうち外畑、河塚、下門田、上門田、河原、築場、竜門、落田、廻り戸、佃、沖中、蟹淵、道下、一色町五丁目、土岐町のうち平畑、大外内、地上、田口、山口、吉野、上平町五丁目、明世町月吉のうち立洞、正馬様、松ヶ瀬町一丁目から四丁目まで、薬師町一丁目から五丁目まで、稲津町小里のうち象ヶ平、堀田、三角、角馬場、又テ洞、チゴ岩、マキ、ヨリ上、下屋、中根、白坂、前洞、須之宮、下垣内、池ノ表、梶田、西ヶ洞、細洞、中屋、内沼、泰山、外沼、向山、諏訪、陶町猿爪のうち関屋、陶町水上のうち坂下、梅ノ木、西ノ前、向田、城戸、浜井場、関屋、日向、市場、陶町大川のうち道下、藤塚、日吉町のうち平尾、郷上、井戸洞、西ヶ洞、松野、森前、門先湯平、長作洞、及び道北の各全部、山田町のうち深山洞、上入洞、東平、山本、登り戸、札木平、小洞、堂洞、井之沢、坂下、田内、井戸之山、駄知道、西小田町三丁目、寺河戸町のうち五色、南、一色町四丁目、宮前町一丁目、須野志町一丁目、北小田町二丁目から四丁目まで、南小田町一丁目から四丁目まで、土岐町のうち松ヶ下、縦箒、下河原、上天徳、大通、検文、道下、藤ノ木、沢尻、姥ヶ下、四ツ沼、市原、森本、加毛田、田畑、岡之平、開初、内沼、兔洞、

美濃加茂市の項及び土岐市の項を次のように改める。

	<p>前山、南山、丈山、大湫、八ヶ頭、上平町二丁目から四丁目まで、明世町戸狩のうち森下、明世町山野内のうち西山、三ツ岩雨池、寺洞、棒ヶ洞、片狭間、稲津町小里のうち馬道ヶ峰、川折、五郎ヶ平、宮ヶ根、上平、水晶堀、陶町猿爪のうち西ヶ洞中ノ草、留主ヶ入、広表、井ノ平、細久手、沢ノ尻、陶町水上のうち田ノ尻、滝坂、向鷹、入ヶ洞、中島、板ノ入、平、上久手、下久手、陶町大川のうち乱首、上辻、道上、上ノ洞、入ヶ洞、釜ノ洞、東釜、十三塚及び日吉町のうち丑ヶ淵の一部</p>
<p>美濃加茂市 第一種区域</p>	<p>森山町五丁目字大木洞、本郷町四丁目字下屋敷、字下久手、本郷町六丁目、本郷町七丁目字上平、新池町三丁目字下屋敷、字下久手、蜂屋町上蜂屋字脇田、字太郎洞及び字九反田の各全部 森山町三丁目字上野、字山下、字口洞、字半ノ木、本郷町七丁目字梅子、字上野、新池町二丁目字寺田、新池町三丁目字石坂山之上町字黒田、蜂屋町上蜂屋字尾市洞、字四反田、字尾崎、字三津洞、字石塚、字正洞、蜂屋町中屋敷字岩洞、字桐ヶ洞及び字花倉の各一部</p>
<p>第二種区域 第三種区域</p>	<p>第一種区域、第三種区域及び第四種区域を除いた地域 森山町一丁目字一ノ口、森山町三丁目字堀間、字飼米、川合町一丁目字坂下、字北雨池、字南雨池、字塚原、字長畑、字西畑、字二ツ塚、字赤池上、字紙屋、字紙屋上、川合町二丁目字西市ノ口、字諏訪、字高見、字関坂口、川合町三丁目字坂下、字道地、字西市ノ口、字諏訪、字高見、字関坂口、川合町四丁目字東市ノ口、字山中、御門町二丁目字龜淵上、字赤池上、字野笹、野笹町一丁目字野笹、野笹町二丁目字二ツ塚、字紙屋、字紙屋上、清水町一丁目字二ツ塚、古井町下古井字大脇、字大桑、字石塚、太田本町二丁目字新町、字上町、太田本町三丁目字曾利目、字曾我、字上町、字今竹、字中町、太田本町四丁目字曾利目、字下町、字平塚、太田本町五丁目字下町、字平塚、深田町</p>
<p>第四種区域</p>	<p>一丁目字絶方、字久田久、字中屋敷、深田町二丁目字中屋敷、字高塚、深田町三丁目字下牛畑、字上萱ノ木、字高塚、加茂川町一丁目字狐畑、加茂川町二丁目字狐畑、字永畑、字平塚、字沖稲葉、字菩提、字鷲巢、字天神浦、加茂川町三丁目字沖稲葉、字菩提、字鷲巢、字天神浦、太田町字曾利目、字永畑、字平塚、字後田、字正畑、字城房、字大堀、字新屋敷、字今竹及び蜂屋町字矢田の各全部 森山町一丁目字切野、字飼米、森山町三丁目字山下、字古井戸、森山町四丁目字山下、字前畑、字大首、字前山、字村之内、字花堅、本郷町三丁目字浦迫間、字清水上、本郷町八丁目字細田、本郷町九丁目字十内屋敷、字野寺、川合町一丁目字若林、字八幡林、川合町四丁目字切野、御門町一丁目字上畑、字抜戸、字東御門、御門町二丁目字野笹前、字村上、野笹町一丁目字野笹前、野笹町二丁目字若林、字八幡林、清水町二丁目字清井、島町一丁目字島、字坪井、字清井、島町二丁目字島、字抜戸、田島町一丁目字巾下、字田島、田島町二丁目、田島町三丁目字河渡、字坂下、田島町三丁目字柳原、字平手、田島町四丁目字柳原、字仲迫間、字下迫間、字平手、中富町一丁目字井戸畑、字坪井、字福平、中富町二丁目字仲切、字田島、字井戸前、中富町三丁目字島、字清井、字仲切、古井町下古井、古井町下古井、字新明堂、字塚原、字坪井、字巾下、字大之城、字欠坪、太田本町四丁目字光徳、字下町、太田本町五丁目字光徳、深田町一丁目字中屋、字市場、深田町二丁目字下屋敷、字西堂庵、字東堂庵、字西講堂、深田町三丁目字菩提、字天神浦、字下夕畑、字絶方、字久田久、字上牛畑、字身之親生、字中屋敷、字六反畑、加茂川町一丁目字若宮、太田町字飛鹿、字井ノ上、字平手、字蔵ノ内、字境松、字北巾、字宝田、字倉知、字大塚、字小見殿、字神ノ木、蜂屋町上蜂屋字大坪、字松洞、字十良山、蜂屋町中蜂屋字山王前、字奥村、字山崎、字権洞、字粟瀬、字間渡、字見鉾、字岩洞、字桐ヶ洞、字土座、字大竹、字雨田、字花倉、蜂屋町伊瀬字円満寺、字元円満寺、蜂屋町下蜂屋伊瀬入会字粟地及び加茂野町木野字下池の各一部</p>
<p>第一種区域</p>	<p>下石町陶史台一丁目から六丁目まで、泉町大字久尻五斗蒔及び泉が丘町の各全部 泉町大字久尻字北山、字上ヶ峰、字水晶山、字石砂酒、字滝ヶ洞、字丸石、字田之洞、泉町大字大富字北山、字外畑、字清水、</p>
<p>土岐市</p>	

第二種 区域	<p>字東山、字炭焼、字西山、泉町大字定林寺字炭焼、字西洞、字 休石、土岐津町大字土岐口字辛沢、字堤下、字大川原、字南山 字西山、字釜下、字小家洞、字小風、肥田町大字肥田字杉焼、 下石町字福戸ケ根、字起、妻木町字西山、字門田、字東山、駄 知町字追分、字丸山、字西山、字神戸、字出口及び字日帰の各 一部</p>
<p>泉町大字久尻字上窯、字葛洞、字二反田、字杉之本、字西崎、 字西山、字大明神、字元屋敷、字吉場、字寺屋敷、字仲島、字 弁天洞、字下窯、字堤内、字堤下、字段尻巻、字勝負、字東洞 泉町大字大富字クボミ、字東洞、字元伍所、字屋免田、字寺田 泉町大字河合字馬渡、字五反田、字壺町田、泉日の出町一丁目 二丁目、泉池ノ上町一丁目、泉西山町二丁目、三丁目、泉大沼 町一丁目から三丁目まで、泉西原町二丁目、泉明治町一丁目か ら三丁目まで、泉寺下町三丁目、泉郷町二丁目、泉大坪町二丁 目、三丁目、泉神栄町四丁目、泉西郷町一丁目から五丁目まで、 泉仲森町二丁目、泉島田町二丁目、一丁目、泉中郷町二丁目か ら四丁目まで、泉東郷町一丁目、三丁目から五丁目まで、土岐 津町大字土岐口字道北、字戸樋下、肥田町大字肥田字田中、字 穴田、字隅田、字海戸田、字江門、字屋下、字大畝町、字桑原 字白土、字東山、字西海道、字上野、字大湫、字中田、字宝徳 字鳥屋場、字清水、字大門、字中屋、字釜池、字堀畑、字斧碓、 字才目、肥田町大字浅野字六沢、字馬沢、下石町字夜名白、字 口無、字角田、字竹之腰、字堤下、字仲神、字礮土井、字中田、 字上平松、字横ケ根、字垣ノ内、字大井懸、字上橋詰、字柳平、 字森西、字陣所前、字脇ノ田、字山手、字向、字溝洞、妻木町 五反田、字菰池、字折戸、字溝添、字北戸森、字松田、字小豆 洞、字坪尻、字牛坂、字浜田、字上石神、字馬場末、字坂下、 字細洞、字仲田、字植田、字森下、字鬼洞、字田中、字山王、 字東洞、字西木戸、字御殿跡、字鳥帽子、字馬込、字本城、字 鷲ヶ巣、字大推手、字生馬、字北海道、字森前、字下之畑、駄 知町字大藪、曾木町字龜ヶ口、字川戸、字八反田、字曾根、字 吉原、字宮田、字中島、字日影、字二夕又、字佃、字岩花、字 川原、字村上、字上田、字桃ノ木、字蔵本、字桜本、字門先、 字川平、字新子、字八百田、字井ノ洞、字清水、字番地、字池 之沢、字下ノ沢、字大草、字竹ノ越、字中洞、字石田、字稗畑、 字山之田、字恩ヶ洞、鶴里町大字細野、字東ノ前、字中根、字 向田、字藤ノ木、字菅ノ脇、字大沼、字長袋、字仲畑、字唐沢、 字大草、字爪羽間、字大西、字日向、字森下、字平畑、字清水 田、字高鼻、字下ノ前、字村上、字堀切、字日影、字佛田、字</p>	<p>松林、字山添、鶴里町大字柿野字市ノ平、字向島、字浜井場、 字西大道、字入海道、字塩平、字下縄手、字籠根、字町、字仲 田、字若宮字葛浦ヶ口、字宮前、字大向、字日山平、字池之脇、 字森前、字梅ノ木、字松根、字小田、字西ヶ洞、字陣田、字深 田、字日面、字河原田、字堂上平、字下ノ田、字向田、字雨沢、 字南、字華立、字廟洞、字大入、字林之腰、字市ノ壺、字仲屋 敷及び字深山口の各全部</p> <p>泉町大字久尻字北山、字石砂酒、字滝ヶ洞、字丸石、字田之洞、 字水晶山、字上ヶ峰、字土台、字新土岐津西町、字籠田、字宮 ノ前、字間畝口、字外垣戸、字新土岐津東町、字元酒屋、字更 生町、字柵橋、字金屋前、泉町大字大富字西山、字宗源洞、字 窯下、字北山、字東山、字外畑、字清水、字炭焼、字平和町、 字大和町、字主税町、字上町、字播原、字大日、字大橋、泉町 大字定林寺字炭焼、字市場、泉町大字河合字賤洞、字馬屋平、 字中野、字清田、字宮洞、字七反田、字井ノ洞、字甘草、字三 ッ橋、字六洞、字後田、字岩野、字鍋割、字下夕畑、字大森、 字中屋敷、字築山、泉池ノ上町二丁目、泉西山町一丁目、泉明 治町四丁目、五丁目、泉寺下町二丁目、泉郷町二丁目、三丁目、 四丁目、泉梅ノ木町一丁目、二丁目、泉神栄町二丁目から三丁 目まで、泉島田町三丁目、土岐津町大字土岐口字中山、字新開、 字鴨ヶ池、字坂下、字西山、字南山、字順禮洞、字前田、字千 田長、字宮前、字北町口、字土井前、字辛沢、字前田、字堤下、 字築出、字本郷、字南町口、字渡瀬、字下沼、字藤四郎、字釜 下、字西外戸、字寺前、字引陣、字流、字千堀、字上田、字白 土、字大川原、字沢洞、字小家洞、字浦田、字出口、字畑田、 字障泥掛、字浦山、字芝原、字慈門、字東山、字富士平、字岩 山、字古井、字下流、字西ノ原、字芝岸、字牧下、字山ノ田、 字水洞、字上流、字欠ノ下、字立石、字釜ノ洞、字小家洞、字 小風、土岐津町大字高山字御屋敷、字明榮寺、字一之洞、肥田 町大字肥田字大西、字諏訪平、字大根、字水洞、字興治洞、字 山手、字前田、字天王洞、字木樂子洞、字弓取、字欠ノ下、字 栗林、字追分、字林下、字起平、字西ノ洞、字宮之洞、字山下、 字杉焼、字操川、字瀧道、肥田町大字浅野字トチモト、字上林、 字馬屋ヶ洞、字高根、肥田浅野双葉町一丁目、二丁目、肥田浅 野矢落町二丁目、肥田浅野元町二丁目、下石町字西山、字上流、字 仲才、字日向畑、字洞田、字薬師洞、字森裏、字嶋崎、字鳥居 前、字真裏、字真、字真前、字新道、字土地本、字小坂、字寺 下、字古寺、字福戸ケ根、字起、字上小坂、字二反田、字砂里</p>

第三種 区域	<p>畑、字吉原、字岩ヶ洞、字上宮前、字川原田、字上洞田、字五反田、字石田、字餅田、字屋敷田、字橋沢、字山地、字横引、妻木町字西山、字西井ノ口、字久ノ下、字東井ノ口、字門田、字東山、字久保田、字大沼、字南平、字中田、字神宮、字破瀬名、字梅ノ木、字山尻、字南戸森、字掛花、字塚本、字鍛冶ヶ入、字休場、字山本、字下石神、字須後下、字須後、字猪ノ平、字常楽、字石休、字八王子、字今市場、字山寺、字奥山寺、字清水、字岩呉、字砂取、字藪下、字西ヶ沢、字三本松、字本町、字堀之内、字浦山、字長場、字盛下、駄知町字追分、字宮後、字北山、字神明平、字丸山、字西山、字雨池、字横ヶ洞、字山ノ田、字源新、字神戸、字井ノ口、字有古、字水口、字松本、字所洞、字五反、字出口、字日帰、字柿添、字洞、曾木町字川谷、字梅ノ木、字郷ノ木、字梓ノ木、字梁木、字秋ヶ入、字斧碓、字大平、字方角、字紙屋、字町屋、字鳥屋ヶ根、字平山、字高ヶ根、字源敷、字横平、字龜本、字野黒、字園ヶ洞、字見先戸、字狭間、字百々、字湾川、字寺田、字鍋折、字石原、字今倉、字岩平、字湯屋、字君ヶ塔、字釜ヶ洞、鶴里町大字細野字平蔵連、字下屋、字北ノ前、字川向、字西ノ下、字神田、字砂田、字高ヶ根、鶴里町大字柿野字餅ヶ洞、字屋敷平、字広畑、字陣谷、字富士平、字潜木、字長沢、字月ヶ戸、字小麦平、字鳥ヶ縄手、字坂下、字法田、字橋掛、字李、字大沢、字真座汲、字北山、字寺洞、字横平、字堂洞、字小木洞及び字成吉の一部</p>
	<p>字阿庄、字柳木、字大沼、字横枕、字七反田、字西蔵、字東蔵、字丁田、字井堀、字鳥帽子形、字清水、字西清水、字東清水、字宮裏、字仲切、字釜下、字宮前、字鳥居本、字柳ヶ坪、字伊島、字上吉原、字中坪、妻木町字西沼、字城海道、駄知町字尾越、字宮前、字野崎、字福田、字下川原、字権ノ木、字仲田、字大門、字桜本、字五輪、字狭間、字流、字平ノ内、字石塚、字四反田、字角田、字榎、字蟹沢、字板ノ木、字平、字紙屋及び字仲平の各全部</p> <p>泉町大字久尻字石砂酒、字丸石、字籠田、字宮ノ前、字土台、字新土岐津西町、字間歌口、字外垣戸、字柵橋、字金屋前、字新土岐津東町、字元酒屋、字更生町、泉町大字大富字北山、字平和町、字大和町、字主税町、字上町、字播原、字大日、字大橋、泉町大字定林寺字團戸、字休石、字西洞、字正庵、字市場、字岩坂、字大洞、字炭焼、泉町大字河合字下夕畑、字大森、字後田、字岩野、字鍋割、字中野、字清田、字築山、字七反田、字三ツ橋、泉池ノ上町二丁目、泉西山町一丁目、泉明治町四丁目、五丁目、泉寺下町二丁目、泉郷町一丁目、三丁目、四丁目、泉梅ノ木町一丁目、二丁目、泉神栄町一丁目から三丁目まで、泉島田町三丁目、土岐津町大字土岐口字中山、字新開、字鴨ヶ池、字順禮洞、字前田、字千田長、字宮前、字北町口、字土井前、字辛沢、字前田、字築出、字本郷、字南町口、字渡瀬、字下沼、字藤四郎、字釜下、字西外戸、字寺前、字引陣、字流、字千堀、字上田、字白土、字沢洞、字南山、字西山、字小家洞、字浦田、字出口、字畑田、字障泥掛、字浦山、字芝原、字藪下、字慈門、字東山、字富士平、字岩山、字古井、字下流、字西ノ原、字芝岸、字牧下、字山ノ田、字水洞、字上流、字欠ノ下、字釜ノ洞、土岐津町大字高山字御屋敷、字明楽寺、字一之洞、肥田町大字肥田字大西、字諏訪平、字大根、字水洞、字興治洞、字山手、字前田、字天王洞、字弓取、字欠ノ下、字栗林、字追分、字林下、字起平、字宮之洞、字西ノ洞、肥田町大字浅野字上ノ山、字馬屋ヶ洞、字トチモト、字上林、字高根、肥田浅野双葉町一丁目、二丁目、肥田浅野矢落町二丁目、肥田浅野朝日町三丁目、肥田浅野梅ノ木町一丁目、二丁目、肥田浅野笠神町二丁目、三丁目、肥田浅野元町二丁目、下石町字下流、字西山、字上流、字仲才、字日向畑、字洞田、字裏山、字奥岩ヶ洞、字鳥屋ヶ洞、字日帰、字川尻、字坪ノ内、字加勢町、字橋詰、字嶋崎、字鳥居前、字真裏、字真、字真前、字新道、字土地本、字小坂、字寺下、字古寺、字起、字上小坂、字二反田、字砂里畑、字吉原、字岩ヶ洞、字上宮前、字川原田、字上洞田、字五</p>

可児市の項を次のように改める。

	<p>反田、字石田、字餅田、字富士塚、字屋敷田、字椿沢、字山地、字杓子洞、妻木町字西山、字西井ノ口、字欠ノ下、字門田、字大沼、字南平、字中田、字万場、字神宮、字白土、字破瀬名、字梅ノ木、字山尻、字南戸森、字掛花、字塚本、字鍛冶ケ入、字休場、字山本、字八反田、字下石神、字須後、字猪ノ平、字今市場、字遠横、字清水、字石呉、字砂取、字麓下、字二本松、字小原、字本町、字浦山、字堀之内、字東山、駄知町字追分、字宮後、字北山、字神明平、字丸山、字西山、字雨池、字山ノ田、字源新、字神戸、字井ノ口、字坊洞、字有吉、字水口、字松本、字所洞、字地京平、字出口、字柿添、字五反、字洞、鶴里町大字柿野字広畑及び餅ケ洞の各一部</p>
<p>第一種 区域</p>	<p>清水ケ丘一丁目、二丁目、五丁目、六丁目、禅台寺一丁目から五丁目まで、鳩吹台四丁目から八丁目まで、緑一丁目から七丁目まで、長坂一丁目から八丁目まで、愛岐ケ丘一丁目から五丁目まで、光陽台一丁目から七丁目まで、若葉台一丁目から六丁目まで、八丁目、九丁目、緑ケ丘一丁目から五丁目まで、羽生ケ丘二丁目から五丁目まで、広眺ケ丘一丁目から四丁目まで、六丁目から十丁目まで、大森台一丁目、二丁目、桜ケ丘一丁目から四丁目まで、七丁目、皋ケ丘二丁目、三丁目、五丁目、七丁目から九丁目まで、虹ケ丘一丁目から三丁目まで、五丁目、七丁目、桂ケ丘一丁目、三丁目、美里ケ丘一丁目、二丁目、みずきケ丘二丁目、四丁目、星見台一丁目及び二丁目の各全部 清水ケ丘三丁目、四丁目、禅台寺六丁目、鳩吹台一丁目から三丁目まで、愛岐ケ丘一丁目、若葉台七丁目、羽生ケ丘一丁目、六丁目、虹ケ丘四丁目、六丁目、皋ケ丘一丁目、四丁目、六丁目、三丁目、下恵土字南林、字針田、下切字香ケ洞、字尻毛、羽崎字北山、字陰地、大森字松伏、字藤敷、字奥山、字立石、矢戸字上野、久々利柿下入会字柿下山及び字浅間山の各一部</p>
<p>第二種 区域</p>	<p>第一種区域、第三種区域及び第四種区域を除いた地域</p>
<p>第三種 区域</p>	<p>広見一丁目から四丁目まで、広見字在原、字泳、字上幸室、字泉、字田中、字字王地、字姫住、字幸室、字高田、字景行松、字下光山、字渡辺、字飯都、字中反田、字反田、字中條、字森</p>

可児市の項の次に次の一項を加える。

	<p>下、字古川、字柳原、字落合、下恵土字長津良、字古川、今渡字大門先、字杉ノ下、字後路田、字住吉浦及び帷子新町一丁目の各全部 広見五丁目、六丁目、禅台寺六丁目、広見字光山前、字與市島、字田尻裏、字上海道、字田丸、字姫住、字宮前、字宮下、字田白、字落田、字三本松、字枅田、字八反田、下恵土字針満、字前田、字町田、字北林泉、字野林、字中島、字針田、字高島、字下巾、字宮前、字六田、字広瀬、字高田、字栗林泉、字東嶋、字南林、今渡字野市場、字堀田、字下畑、字町、字大清水、字金屋、字半之木、字小豆田、字坂之下、字池下、字大栗、字上之畑、大森字奥山、桜ケ丘六丁目、皋ケ丘二丁目、六丁目、桂ケ丘二丁目、東帷子字坂井筋、土田字溝尻、字渡、字定安、字往還北、字下切、字北浦、字下畑、中恵土字助太郎、虹ケ丘六丁目、帷子新町二丁目及び三丁目の各一部</p>
<p>第四種 区域</p>	<p>姫ケ丘一丁目から三丁目までの各全部 姫ケ丘四丁目、柿下字西ケ洞、久々利柿下入会字柿下山、二野字三作、字山根、字南山、字京ケ洞、字南山根、字太郎衛洞、字鍋煎、字東段、字六助段、字清水洞、字平ヶ谷、字猿洞、大森字奥洞、字砂ケ洞、下切字栃洞、土田字往還北、字番田、字北割田、字大池及び字井ノ鼻の各一部</p>
<p>山県市 第二種 区域</p>	<p>大字椎倉字中坪、字五反田、字中屋敷前、字板屋前、字東前、大字梅原字西沖、大字東深瀬字大坪、字針崎、字小山、字平柳、字戸羽、字鴻ケ池、大字西深瀬字森、字広田、字横枕、字池田、字田中、字川下り、字町田、大字高木字畑中、字阿原、大字佐賀字西田、大字高富字中島、字南、字石畑、字高橋、大字長滝字作街道、字中野、字鍛冶屋畑、字鐘鑄場、大字平井字宮ノ越、字南屋敷、字尾崎、字杉古場、字中屋敷、字村中、字御尾道、字村元、字前出、字左首、大字掛字西屋敷、字神宮道、字板屋、字慶徳、字島ケ中、字出口、字椴ノ木、字大久号、大字上願字柏尾仲、字翁、字仲南、字平、大字松尾字白屋、字小山麓、字花之木、字庄名、字大喜庵、字創起屋、字仲野、字仲野南、字道東、字池岡、字折立、字西野、大字洞田字村北、字村中、字村東、字村南、字街道東、大字小倉字北屋敷、字中屋敷、字上野畑、字下野畑、字蟹子、大字藤倉字村中、大字大森字屋敷、大字神崎字長崎、大字円原字小谷合、字小島、字中切、大字片</p>

原字中切、字下毛切、大字谷合字九合、字向平、字下平、字一色平、大字葛原字藤原、字上塩後、字下塩後、字上八月、字下八月及び大字笹賀字神田原の各全部

大字大桑字東川、字東市場、字西市場、字水尾、字深田、字池洞、字仲雄洞、字南雄洞、字西雄洞、字北雄洞、字斧田中畑、字斧田東畑、字斧田西畑、字西市洞、字北市洞、字南市洞、字東市洞、字椿野、字六反、字栢野、大字椎倉字寺田、字西沖、字塗壁、字雉子洞、字西之洞、字中屋敷、字吉町田、字東屋敷、字墓洞、字鳥坂、字天王洞、字坂之谷、字東山、字高畑、大字伊佐美字東川、字西出、字蛸田、大字赤尾字洞、字柳、字沖、大字梅原字塚洞、字田口、字上洞、字申子、字中村、字高田、字東沖、字小田、字行信、字七日市、大字東深瀬字大洞、字中洞、字椎育、字久保坂、字向イ、字笹倉、字尾右、大字西深瀬、字唐鋤、字落東、字落西、字宮原、字打原、字海妻、字洞崎、字春日前、字狐襖、字村前、字松洞、字蔵前、字宮前、字西平、字栗洞、字小脇、字宮本、字岡鼻、字八京、字大沢、字谷の洞、大字高木字上之庄、字谷ヶ洞、字洞、字南ヶ洞、字養字、字大平、字河原、字大師、字八幡、字戸羽、大字高富字米野、字井戸尻、字京ヶ洞、字松洞、字森、字日洞、字宮前、字大北、字犁、字天王、字和合松、字田倉、字夜鳥、字寺洞、字武士ヶ洞、字井ノ表、字杉森、大字佐賀字北畑、字南畑、字金池、字善際、字前後、字咽洞、字順手洞、字柿洞、大字長滝字越戸、字名切子戸、字曲畑、字川向、字林、字旗子場、字檜屋敷、字柿之木畑、字紺屋畑、大字平井字矢洞、字作ノ平、字西平、字坪井、字上出、字中島、大字掛字北屋敷、字宮之洞、字大田、字香道、字五明、字石畑、大字上願字東沖、大字松尾字智勝院、字溝洞、字小屋ヶ洞、字半畑、字木数ヶ洞、字庄司ヶ谷、字宮之前、字洞口、字深田、字仲田、字小山後、大字洞田字生原沖、字村西、字村西川添、大字小倉字荒屋、字西ノ洞、字南屋敷、字南洞、字富山沖、字四日市沖、大字藤倉字清水洞、字東沖、字大森沖、大字大森字北野、字至極、字木ノ座、字コモ池、字平田、字笹池、大字大門字大岡、字大門、大字神崎字西廻戸、字岩が平、字下廻戸、字下毛出、字中瀬、字伊住戸ヶ平、字出合島、字岩谷口、字灰立、字熊洞、字加志本向イ、字櫃原口、字六洞、字六洞向イ、字今場、字小原向イ、字小原カイト、字祢宜屋街道、字酒屋街道、字小谷、字樽ヶ砂、大字円原字ジトク、字西切、字下切、字宮ノワキ、字向島、大字片原字上三切、字追板取、字橋ヶ平、字水洞、字力ニツオ、字島切、字禿鬼坂、字上三畑、字柿平、字コンバカ、大字谷合字五入道、字奥瀬見、字

上瀬見、字西野、字寺洞、大字葛原字清場、字見池、字広瀬、字田島、大字柿野、大字相戸、大字日永、大字出戸、大字船越、字加車洞、字栢洞、字野々田、字木綿洞、字石畑、字水戸洞及び字二夕保の各一部

大字佐賀字南屋敷、字前田、大字片原字茶屋切、字中切、字中開戸、大字谷合字登り、字市場、字北町、字古瀬屋、字加藤、字向井、字三日月、大字葛原字百瀬、字岩神、字神有、字上馬場、字中道通、字古瀬平、字上山戸、字上岡、字下岡、大字笹賀字淵の上、字村前、字村内及び字南海道の各全部

大字赤尾字沖、大字東深瀬字久保坂、大字高木字河原、字大師、字八幡、字戸羽、大字高富字犁、字天王、字田倉、字和合松、字武士ヶ洞、字井ノ表、字森、字杉森、字宮前、字米野、字井戸尻、大字佐賀字北畑、字南畑、大字神崎字上昇卒、大字円原、字口宝谷、字白倉、大字葛原字下山戸、字奥峠、字森平、字小津島、字草木、大字田栗、大字徳永、大字佐野、大字船越字上屋敷、字下屋敷、字村前、字中屋敷、字原、大字青波、大字富永、大字若佐及び大字中洞の各一部

大字赤尾字沖の一部

笠松町の項を次のように改める。

笠松町	第二種区域	中新町、宮川町及び如月町の各全部 上新町、下新町、西宮町、東宮町、天王町、西町、柳原町、下本町、司町、港町、相生町、隼町、八幡町、二見町、奈良町、東金池町、上柳川町、門前町、弥生町、朝日町、美笠通二丁目、二丁目、春日町、東陽町、常盤町、松栄町、月美町、緑町、田代、長池、北及、門間、円城寺、中野及び無動寺の各一部
	第三種区域	第二種区域及び河川区域を除いた地域

海津町の項を次のように改める。

海津町	第二種区域	第三種区域及び第四種区域を除いた地域
	第三種区域	高須町字城跡、字上町、字横町、字北加満知及び馬目字西方の各全部

<p>第四種 区域</p> <p>福岡字大道下、字村中、字奎分、字佐武、高須町字西町、字武士小路、字下町、字裏町、字馬目町、高須字東、字河原、字前並、馬目字道上、字道下、鹿野字字村前、字西縄、字中縄、字東縄、福一色字飛地、草場字村前、大和田字狐塚、字北百代、字北浦、字宮北、秋江字江西及び字江東の各一部</p> <p>松木字堤外、瀬古字西河原、本阿弥新田字江西一番割、内記字三の割、札野字一番縄、高須字西、平原字中沼、字高須田及び字貫川の各一部</p>	<p>関ヶ原の項を次のように改める。</p>	<p>町 関ヶ原</p> <p>第二種 区域</p> <p>大字関ヶ原字堂街道、字森前、字池下、字下谷川、字十九女、字白別当、字御祭田、字一二ノ湯、字陣場野、字西田、字天満山、字筑田、字池寺、字細田、字蜻蛉谷、大字山中字北谷、字居屋ヶ谷、字登里、字滝之脇、字了願寺、字橋ヶ谷、大字藤下字屋敷畑、字久保田、字口北野、字西口北野、字野土、字中尾字郷内、字奥北野、字笹尾、字本藤下、字効又谷、字九日田、字胡麻ヶ谷、字大ヶ谷、大字松尾字伊勢街道、字大木戸、字的場、字中道、字下矢尻、字大久保、字兜石、字加茂、大字大高字大高、字上内海戸、大字野上字舞谷、字上河原、字大川除、字荒田、字杉ノ下、字中河原、字西谷川、字石畑、字芹田、字上萱場、字尻江、字下萱場、字谷小尻、字出口、字北木船、字惣作、字久ノ下、字中田、字菩提道、字下河原、字桃配、字金土、字小田原、字今日城、字太子谷口、字越道、字効畑、字東谷川、字松大門、字南木船、字北整理、字天楽、大字今須字宮ヶ谷、字西町、字西轟、字東轟、字上芹原、字中町、字大貝戸、字中芹原、字心経堂、字門前町、字関山、字片平前、字城ヶ谷前、字山端、字出口前、字落合、字上野、字西加賀坂、字加賀坂、字城ヶ谷、字出口之山、字宮之山、字城ヶ谷山、字平井字東山、字梅谷、字城ヶ谷口、字名照谷、字東小谷、字南ナンバヶ尾、字神之木、字神之木上、字広面、字堂谷口、字金比羅山、字坂峯比高屋山、字岩ヶ鼻、字平ヶ谷、字岩ヶ鼻山、字橋ヶ谷、字舞台、字宮山下、字ホソガ谷、字路ヶ谷、字東股東平、字丸山、字百合ヶ谷、字中尾、字辨米合、字餅米谷、字中狭東又、字東股西平、字越渡、字西股白須ヶ谷、字西股大谷口、字西股大谷、字瓢ヶ谷、字瓢ヶ谷上、字西股奥、字中狭西又、字神明、字小谷前、字大谷口、字八幡前、字飼野、字竹之尻前、字新明前、字竹之尻道東、字小林、字天神前道東、字天神前道西、大字玉字上羅、字谷出、字天神越、字元玉、字尻屋、字川</p>
<p>第三種 区域</p> <p>向、字和田、字向野、字川原、字大脇、字寒谷、字細川、字後谷、字西向野、字北海戸、字林畑、字坂本、字中林、字正慶畑、字下野、字下横欠、字上横欠、字広谷、字西之裏、字長尾、字柳之上、字尾玉、字吉原、字河上、字横井、字五反田、字官出、字寄ヶ谷、字川御前、字穂類、字小畑、字堂之前、字三反所、字新出、字橋ヶ谷、字川代、字夫婦岩、字中古谷、字比和欠、字陣出、字海戸及び字中島の各全部</p> <p>大字関ヶ原字柴ノ内、字大場、字福井、字野田、字宝有地、字出口、字小林、字御所街道、字農街道、字広畑、字尻江、字街道、字井ノ口、字水船街道、字西野、字東中野、字神田、字西甲斐墓、字甲斐墓、字六反田、字中山、字寺谷、字合川、字大場、字福櫃、字奥ノ田、字中田、字岡山、字北街道、字寺田、字六田、字水船街道、字溝口、大字山中字南谷、字長谷、字本小屋、大字藤下字南野、字自善峯、字宮之前、字本藤下谷、大字松尾字西松尾、字深田の上、字鐘叩、字雷畑、字嵯峨里、大字大高字内海戸、字林谷、大字野上字太子谷、字西山口、字南桃配、字大門、字西平木、字南整理、大字今須字野田、字岩田、字門間町、字門間台、字門間台上、字中ヶ谷、字下芹原、字山端道上、字水谷、字一丁之町、字北山、字祖父谷、字小砂嶺西平、字上野田、字上野田道上、字野田横山、字鷹ヶ巣、字二股口、字駈場、字広畑上、字堂谷道上、字中村谷口、字木苗、字下土、字下土口足、字細谷、字轟蒲ヶ谷、字稲倉山、字下明谷、字下明谷口、字シヨボ谷、字玉井戸東、字関谷口、字馬ヶ畑、字太田、字貝戸、字寺之上、字堀畑上、字堀畑、字天神、字天神森上、字天神村上、字下西谷、字西谷、字小谷、字小谷上、字薬師山、字経堂、字竹之尻道西、字高岸、字大谷、字長久寺境、字中村台、字飼野谷、字福谷、字室谷、字堂洞及び字貝戸前の各一部</p>	<p>第四種 区域</p> <p>大字関ヶ原字農街道、字広畑、字福井、字宝有地、字尻江、字出口、字小林、字水船街道、字御所街道、字街道、字堂街道及び字井ノ口の各一部</p> <p>大字関ヶ原字中野、字皆田、大字藤下字大欠、字五反田、字二反田、字山崎、字平野、字川尻、字下川尻、字小谷口、大字松尾字向川原、字縄手、字北篠田、字須摩田、字中野田、字測之上、字野田、字久ノ下、字若宮、字摩瀬口、字皆田、字奥ノ街道、字井ノ上、大字山中字南谷、大字今須字車返及び字北山前の各全部</p> <p>大字関ヶ原字福櫃、字大場、字福井、字野田、字宝有地、字井</p>	

高富町の項、伊自良村の項及び美山町の項を削る。  
白鳥町の項を次のように改める。

ノ口、字西野、字六反田、字神田、字西甲斐、字甲斐、大字藤下字南野、字自書、大字松尾字嵯峨里、字深田ノ上、字鐘叩、字雷畑、大字野上字南桃配、字一ノ谷、字水上、大字今須字野田、字岩田、字門間町、字小貝戸、字一丁之町、字北山、字野田の上及び字長久寺境の各一部

白鳥町 第二種 区域

白鳥のうち熊会津、坂ノ下、赤畑、曾部知、洞田、沼田、立多羅、新造洞口、大開津、五町瀬、西海道、赤瀬、下島、向島、南条川原、中条川原、北条川原、大芸原、上山、為真のうち島の下、大向イ、小向イ、嘉家島、上ノ木、向島、下新田、森塚、東垣内、大中次、巾ノ上、西垣内、上島、黒町屋、大藪、欠田山本、鶴沼、大島のうち道佐、上新田、柳原、園田、水口、築中島、川原崎、上木戸、林下、橋詰、中田、中井、大田、稻荷前、大坪、東川原、下野、野中、巾上、森田、上谷、野上、向野中津屋のうち桜野、和田々、西開津、和田切、尾崎、上切、森下、灰原、九十九、釜淵、社、興、神谷、馬屋会津、坪ノ口、下島、加賀太郎、好田、沼田、尾崎前、狭間、島会津、下平、越佐のうち津白、島切、正寸田、洞口、中ノ木田、大洞、開津、下高島、中高島、上高島、安久良、比間、上ノ会津、中川原、野添のうち川端、尾崎、城下、前田、南田、沼、井上、熊洞、澤、牧土、アツラ、六ノ里のうち夕谷、家の洞、松本、西ノ会津、越人、井島、川島、大久奈、坂五郎、文道、野間、洞ノ会津、ヒノキ、シモナシ、下島、鎌土、高垣、寺洞、森下、中西のうち上三見、柳瀬、起田、見地、田口、ウスマト、外戸、井ノ下、水ナシ、友三、豆田、梅木、河原、原口、山鼻、布田、落合、中島、登、長命、宮原、中田、寺垣内、下切平、長本、阿多岐のうち道下、日面、中箴、中筋、下陰地、長瀬町、白ラ山、島、下畑、和田、恩地のうち下羽戸、我門、野口、竹瀬、島田、松野木瀬、下野、細畑、南畑、那留のうち七反田、下ケ市、二反田、洞ケ市、中ケ市、宮ノ上、新太郎、水口前、森下、西ケ市、坂本、川島、一色野、一本杉、中澤、那留ケ野、上野丸山下、日枝洞、前谷のうち大向、上河原、森、見船、大松、上ノ山、前田、島反別、池平、中川原、井領田、上八田、中田、松山、西田、周戸、松場、上之田、大水淵、二十刈、正ケ洞、太四郎、鈴成、野平、境棚、歩岐島のうち景島、中河原、下河原、中島、上棚、北洞、小千田野、千田野のうち尾之上、平尻

坂祝町の項及び高加町の項を次のように改める。

第四種 区域  
大島のうち勝光島、向小駄良のうち今川及び中津屋のうち西ケ洞の各一部

第三種 区域  
白鳥のうち宮森、長藤、大栗、五反田、前田、藤五郎、下野、上町、大森及び外田の各一部

谷、大連、東切、池田、西切、向田、大野、澤、中屋、大久後、春木ケ洞、陰池、観音堂、長滝のうち町屋、大門、中切、上切、須河、西ノ腰、地藏山、角田、巾ノ上、杉ケ洞、上ノ皆津、蓮原、千原、下千原、道前、三味、下川原、柳原、中川原、中反母、木戸口、二日町のうち井之元、向高島、ヤナバ、下高島、堂垣内、平岩、清水垣内、東切、高前、一佛、中箴、佛岩、向新田、高橋島、荒屋、圓ノ花、萩原、佐倉、大田、小梨子、正信、下ノ川、芝原、西腰、下大田、柳川、向小駄良のうち下川原、落合、下モ巾、上三巾、下夕巾、木越、桜下、下藤路、元番所、西向、上垣内、宮前、中谷、大垣内、寺垣内、山切、石神、下垣内、垣本、森下、下中川原、上中川原、下前巾、小十連、内田、庄司垣内、武者場、折橋、上島、東上島、下井之口、上井之口、下山王、上山王、石徹白のうち森前、日平、横平、上ノ山、上ノ野、中ノ野、下ノ野、追分、上段、廟、神明上、奥巾、下巾、北大沢、奥大沢、水ノ下、水中、溝上、神明、上ノ方、首無、小沢、沢、清水、城山、鷲谷、神明前、中廟、下廟、橋場、笠切、大地、落合、菅沢、鷲ヶ島及び黒谷の各全部

坂祝町 第一種 区域

大字酒倉西島の全部  
大字深萱字梅替、大字酒倉字東島、大字黒岩字西ケ洞、字前山、字中内、字宮前、字南助市野、大字加茂山二丁目、一二丁目、字池端及び字北高見の各一部

第二種 区域

大字酒倉字倉屋敷、字五軒屋敷、字大門屋敷、字雲埋、字上廣、字巾下、字北野、字龜田、字平林中洲、字上寿後、字尾崎、字宮前、字加茂山、字大坪、字山本、字西稻場、字山田平、字酒倉深田一丁目から三丁目まで、大字黒岩字西迫間、字大原、字久ヶ之内、字伊原田、字北ノ前、字東野、字村前、大字深萱字西大洞、字南大洞、字十二社、字利正寺、字天澤、字村神、字小稻葉、字小嶋、字中切、字念仏堂、字輪形、字正月、字西沖、字野田、字早稲田、大字勝山字四丁、字中田、字堀坂、字木野

白川町の項を次のように改める。

白川町	第二種区域	<p>大字上佐見字トヲケ薙、字太郎左、字御宮平、字八瀬尾、字山田、字越原口、字向田、字松原、字尾宮谷、字桜平、字清水、字追分、字栃本、字大町、字林畑、字大坪、字田ノ尻、字島垣道、字神田、字井ノ洞、字福井、字曲り、字笹洞、字菅野、字岩野、字丸洞、字小伊佐、字池ノ上、字川原、字上ノ垣内、字井ノ島、字溝欠場、字山神下、字田ノ野、字八升蒔、字池尻、字長野、字柿花道下、字大野境、字松葉、字井ノ平、字上田口、字下田口、字起し、字上り道、字野島、字沼ノ内、字本洞、字山方、字向田、字中落、字札場、字水上、字洞、字神田、字大畑、字富士ノ高、字立石、字南方、字下沼、字中野、字田之頭、字南、字杉ノ向、字西山本、字大平、字大押、字松尾、字新田、字西ヶ洞口、字下内、字向山、字田之尻、字午兼口、字下新田</p>
富加町	第二種区域	<p>第三種区域及び第四種区域を除いた地域</p>
	第三種区域	<p>大字酒倉字南高見の全部 大字酒倉字下大洲、字芦渡、字北高見、字新木林、字大洲、字国実、字郷部山、字中河原、大字黒岩字前山、字林前、大字深萱字大金屑、字北大洞、字梅替、字野田、字大林、字神田、大字取組字赤田、字道下及び字前平の各一部</p>
	第四種区域	<p>大字高畑字於婆里、字市場裏及び字稻荷の各全部 大字大山字北野、大字大平賀字長久田及び字打越の各一部</p>
		<p>字内町、字前田、字下町、字中新町、字北新町、字縄手、字上之段、字田之上、字吉畑、字見城寺、字青木、字稲葉、字澤渡、字米山、字三ツ塚、字下新宮、大字取組字宮西、字砂田、字北島、字吉畑、字見城寺、字三洞、字池下、字寺裏、字池田及び大字大針の各全部 大字酒倉字新木林、字池端、字郷部山、字国実、字北高見、大字黒岩字前山、字中内、字宮前、字南助市野、字岩下、字イヤ洞、字京田、字林前、大字深萱字北大洞、字新宮、字孤岩、字大金屑、大字勝山字三洞、大字取組字寺東、字村上、字屋虫、字野田、字大林、字神田、字村中、大字加茂山一丁目及び二丁目各一部</p>
		<p>字木入場、字野首、字舟木、字庵ノ洞口、字西山田、字野瀬、字本洞、字田口境、大字下佐見字東谷、字六ツ田、字大畑、字井山、字宮洞、字宮廻、字曲り淵、字小万場、字鳥居庭、字鎌倉、字下沢、字鍋ヶ淵、字洞田、字栃ヶ洞、字吳石、字中島、字東浦、字クゴ田、字栗ノ上、字笹尾、字池田、字丸山、字下丸山、字上小万場、字清水、字門田、字山田、字下夕沼、字下清水、字殿田、字杉本、字岡田前、字高橋場、字鳥居下、字脇、字向上、字森畔、字瘦尾、字梯田、字与作、字市場、字西落、字岩小屋、字負尾、字ランボ、字日向山、字芝原、字宮洞、字板頭、字中落、字下中根、字薙、字宮下、字森ノ前、字落し、字上又通、字羊小屋、大字白山字小坂、字仲畑、字檜向、字長塚、字庵之洞、字垂力洞奥、字熊穴横手上、字中道、字垂力洞口、字宮力洞、大字河東字舟渡洞、字岩鼻、字向畑、字小山、字高岩、字清波、字浦山、字千葉、字高保田、字庚申前、字細田、字花ノ木、字下井戸、字大野、字荷付、字三左敷、字八田、字東風洞、字見山、字西ノ前、字道下、字山道、字隠洞、大字坂ノ東字神屋前、字高岩、字東前、字山神前、字枡場、字南平、字小臈見、字平石、字岩入下、字桂越、字岩入上、字横平、字赤石、字上野、字東畑、字瀬ノ上、字東田、字梶平、字樋口、字十王前、字押切、字屋敷田、字古屋敷、字水上、字奥栢、字中ヶ平、字下ヶ平、字ラク枡、字谷端、字西田、字島畑、字西ノ平、字愛宕山、字保木外、字的場野、字日陰平、字大川原、字蛇崩、字島ヶ後、字堀上、字渡場、字川通、字鎌倉、字下田甫、字仲尾、字坂謡、字窪三、字登越、字起田、字井戸平、字下金、字前平、大字廣野字横手、字白草日向、字長屋、字外洞、字曠、字奥ノ上、字大切、字門開土、字井田、字向通、字炭屋、字三滝、字伝林、字念佛山、字益田、字新田、字新田洞、字中町、字岩西字曾保ノ外、字曾保、字井ノ洞、字曾保野、字羽摩射場、大字水戸野字西之瀬、字炭竈、字北吹、字櫻坂、字紺屋、字宮脇、字堤、字小市洞、字二本木、字滝瀬、字赤羽根、字一段洞、字庵畑、字栃棚、字若野、字井之洞、字下毛田、字水口、字下畑、字上畑、字中島、字高畑、大字中川、字鳥屋ヶ根、字大豆栃比羅、字波反、字城山、字六洞、字小豆薙、字薙、字上林、字下林、字東切、字欠摺、字野頭、字牧洞、字柿木切、字比羅、字大家開土、字薬師内、字宮ノ前、字西之前、字久古、字谷渡、字西角切、字新羅屋切、字寺畑、字洞口、字木戸口、字浦山、字田口、字堀田、字下田口、字保木壇、字鳥居壇、字鳥帽子岩、字西之開土、字鳥居之前、字新羅屋切、字比羅開土、字畑中切、字竹下切、字間瀬戸切、字長手、字沼、字田之上切</p>

字比久見、字堅野、字早稲田、字尾形切、字六郎山、字小谷、字弥右工門屋敷、字下田、字松山、字小谷洞、字烏帽子高根、字馬草、大字黒川字松川、字横平、字国頼、字西小坂、字迎出、字下霜野、字神田、字中嶋、字下之平、字南皆渡、字大谷、字奥洞、字中山、字永津良、字前平南、字永畑、字西野、字谷ウレ、字小野、字野尻、字小畑、字藤野、字清水、字上平、字雷崩、字中東、字大東、字谷川、字中箴、字順田箴、字水木、字山田、字鎌倉、字倉屋、字吉本、字寺郷、字住皆渡、字西山田、字福島、字菖蒲、字橋本、字橋田、字岩倉、字山手、字山之平、字南、字大岩、字竹峯、字瀬縄手、字宮前、字柳屋字和州、字本西古屋、字酒屋、字東山田、字下屋敷、字奥屋、字瀬ノ上、字中野、字林、字上道、字洞山、字向田、字向畑、字中ノ田、字草場、字山口、字小峠、字若手、字富田、字中山、字島田、字新蓋、字奥黒地、字中号良、字初屋、字中屋、字下皆渡、字追家、字万ヶ根、字土場、字田ノ尻、字向小峠、字米野、字屋敷田、字中嶋、字嶋平、字西山、字井ノ根、字五通、字岩屋、字繁之洞、字上山、字上平、字野中、字大屋、字一ノ谷、字向嶋、字野田場、字大東、字上棚、字洞山、字薦屋、字山下、字野平、字外山、字遠見場、字殿畑、字大塚、字下海道、字小豆畑、字赤羽根、字大洞、字奥田、字向山、字万保岐、字道遠畑、字牛平、字餅小屋、字鳥屋谷、大字赤河字東泉海戸、字西泉海戸、字六呂山、字道海戸、字東日向、字中日向、字池田、大字三川字雀八島、字友測、字狸穴、字松尾、字下馬場、字赤羽根、字加屋、字鳥兼、字横ヶ洞、字鎌長、字西田、字山背、字中山、字下洞、字川原田、字百田、字下、字野田郷、字ナシ平、字上木畑、字岩林、字タレ、字瀬林、字野田之久久、字朴木、字盛之上、字梅の木、字下向田、字大久郷、字中田洞、字社空地、字上洞、字上田坂、字千葉薙、字後薙、字田之尻、字若山、字小向嶋、字寺田辻、字井之洞前、字太田尾、字川原小屋、字恵釣り、大字和泉字柳島、字新田、字中山、字泉街戸、字西街戸、字中島、字中街戸、大字河岐字島平、字永引、字中平、字中山、字大谷、字神戸洞、字林平、大西及び字櫻地の各全部、大字上佐見字野頭、字土休場、字押ヶ洞、字土落、字田ノ洞、字嶋田、字野首、字中屋洞、字新田、字井山、字向山、字本洞、字愛宕山、字古畑、字松山、字中村、字小島、字立ノ洞、字笹平、字神田洞、字山口、字外ヶ洞、字古田、字若野、字下島、字狭間、字奥笹洞、字丸洞、字中根、字庵ノ洞、字山神洞、字女夫洞、字大奥郷、字段坂、字田之上、字田口境、字万九郎、字氏子、字高尻、字氏子平、字本洞、字野島洞、字細尾、字丸

山、字本洞、字岩野、字古屋敷、字栗薙、字神田洞、字待瀬、字郷ヶ島、字山本、字島ヶ牧、字宮ノ牧、字天王山、字世ヶ洞、字野田場、字松尾、字林、字膝切、字小豆畑、字橋ヶ高、字東洞、字座頭松、字西ヶ洞、字水上、字榎洞、字三ツ又、字屋敷野向、字忠三薙、字小屋洞、字鎌ヶ洞、字引尾、字高尾、字中山、大字下佐見字赤羽根、字山田、字前山、字二夕侯、字峠ノ内、字池田牧、字狼ヶ牧、字鈴ヶ牧、字川牧、字街道牧、字杉戸場、字上峠、字峠ノ外、字奥垣戸、字大郎八畑、字上中根、字中根、字悪牧、字才三、字大木場、字三ツ石牧、字鍋ノ尾、字滝場洞、字渡場、字大津垣戸、字田之尻、字日陰、字菜畑、字奥ノ向、字小坂、字細尾、字六ヶ夕八、字寺屋敷蒲、字下毛落、字熊野山、字馬野、字サガリ、字寺屋敷上落、字段落、字森下、字水口、字下落、字野沢、字中濃、字水洞、字菖蒲洞、大字白山字下川牧、字ヒシガ瀨、字下林、字三垣、字郷坂、字上油井、字森下、字下油井、字野ノ牧、字水口、字坂口、字鳥屋坂、字橋ガ洞、字森下、字長洞、字釜田、字太田、字太田道上、字下切、字カソヌキ洞、字上ガ畑、大字河東字川牧、字寺田、字天神牧、字洞、字下牧、字大堀、字舟渡牧、字岩平、字薬師牧、字瀧場、字中切、字井戸牧、字吹付、字高洞、字横牧、字キクケリ、字見代口、字大知、字山田、字横谷、字洞戸、字下山、字小見山、字大上、大字坂ノ東字上三山、字竹内、字野田ノ、字ソブ田、字宮前、字下落、字瘦尾、字下山、字乱林、字中薙、字石仏、字外林、字浦山、字樽石、字梶平、字窟、字薙之平、字小森、字洞、字竹越、字堀畑、字上野瀬、字小山畑、字山手、字田之上、字見山、字段ノ上、字小山、字西山、字梨平、字道下、字川タレ、字熊之島、字押場、字水之平、字飛川、字中野、字下野、字岩倉、字清水、字前平、字飯盛、字高瀬、大字廣野字白草日影、字橋ヶ洞、字産神奥、字前鳥屋、字路洞、字裏通、字前通、字橋渡、字平作、字笹原、字赤堀田、字西切、大字水戸野字菜葉ヶ洞、字板畑、字南、字板洞、字清水井、字門之上、字橋渡牧、字松尾、字大戸、字瀬之上、字洞畑、字浦林、大字黒川字平瀬、字松山、字小鳥屋、字小坂、字滝、字南戸洞、字岩巢洞、字治六、字山ノ田、字五六屋、字大林、字前平、字笹場、字鳥山、字三郎右平、字白鳥、字大島、字二ツ森、字谷木屋、字大鳥、字三郎右平、字白鳥、字道木、字猪待、字木屋洞、字水根、字峠、字寒陽氣、字笠ノ尾、字笹畑、字二枚越、字小洞、字丸山、字水梨、字愛宕、字道岐、字七曲、字大野田、字杉之木、大字切井字中ノ瀬、字西丸山、字丸山、字丑討ヶ根、字前平、字川畑、字洞田、字日隆、字鹿

白川村の項を次のように改める。

白川村	第二種	大字牧字上畑、字前田、字中ノ川原、字ぜんべ畑、大字御母衣字上川原、字前通、字山越、字中かいつ、字坂ヶ戸、字氏神山、大字平瀬字中カイツ、字下川原、大字鳩谷字南長、字中長、字北長、字東長、大字飯島字山下、字東長及び字川原の各全部
-----	-----	--

第三種	<p>折、字桃の木、字塔洞、字向、字宮脇、字休石、字松洞、字稲葉、字中之坊、字石木、字大洞、大字赤河字深井戸、字大芹、字泡立、字鍛冶屋敷、字上屋敷、字水穴、字永畑、字西日向、字公島、字野口、字東小倉、字西小倉、字東増田、字前坂、字下赤河、字東古田、字西古田、字梅沼、字薄上、字大洞、大字三川字長手、字洞、字新田、字上見、字島田、字鎌倉、字上海戸、字雀八島、字佐古、字高屋、字柿本、字川向、字羽柄、字元名越、字大谷峠、字笠松平、字笹山、字米野、大字和泉字大切山、字峠、字吹洞、字磐石、字山田、字下街道、字白草、字壁石、字外山、字前山、字上切、字西落、字中尾、大字河岐字東山、字蘆蒲板、字河平、字大洞、字西洞、字貝洞、字梅ヶ洞、字前山、字小井戸、字大相模、字柿ヶ平、字水目及び字下山の各一部</p> <p>大字河岐字松原、字両神、字小山、字西ヶ小井戸、字本田、字大切、大字坂ノ東字田野口、字藤之木、字中道、字中切、字御堂前、字白井、字森前、字宮下、字和正、字仲之、字中之森、大字切井字川畑、字洞田、字追分、字塔洞、字鹿折、大字黒川字中茂、字谷川、字順田茂、字鎌倉、字吉本、字福本、字橋本、字水木、字倉屋、字住皆渡、字北皆渡、字光倉、字樋田、字瀬縄手、字竹峯、字大岩、字和州、字柳屋、字宮前、字酒屋、字馬橋、字下屋敷、字光寺、字中野、字瀬の上、字富田、大字上佐見字下新田、字木入場及び大字三川字鎌長、大字三川字小野字榎海戸、字落合及び字名越の各全部</p> <p>大字河岐字島平、字中山、字具洞、字宮向、字大相模、字櫻地、大字坂ノ東字山崎、字樽田、字岡田、字中岡田、字下岡田、字平ノ本、字下切、字西木戸、字竹ノ平、字井之洞、字牧、字大物、字熊之島、大字和泉字中山、字泉街道、字西街道、字中島、字中街道、大字三川字柿本、下馬場、字松尾、大字赤河字西増田、字東増田、字西日向、字中日向、字東日向、字広島、字野口、字東小倉、大字切井字日蔭、大字黒川字本西小屋、字上西小屋、字奥屋、字林、字小峠、大字上佐見字向山、字中新田、字上新田、字田之頭字南及び字下内の各一部</p>
-----	---

平成十五年三月二十五日印刷  
平成十五年三月二十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

第三種	<p>大字敦町字上反保、字中反保、字西通り、字山越、字沖田、字岩崎、字木戸口、字木山、字シユト尻、字中屋、字戸ヶ野、字上町、字寺田、字上長、字下ゴソ及び字小呂下川原の各全部</p>
-----	--

別表備考を次のように改める。

- この地域に示す町(大字)、丁目(字)の名称及び区域は、昭和五十二年四月一日現在とする。ただし、真生町の項及び下呂町の項の地域に示す町(大字)、丁目(字)の名称及び区域は、昭和五十九年二月一日現在とし、平田町の項、垂井町の項、揖斐川町の項及び北方町の項の地域に示す町(大字)、丁目(字)の名称及び区域は、平成元年一月二十日現在とし、大垣市の項、八百津町の項及び御嵩町の項の地域に示す町(大字)、丁目(字)の名称及び区域は、平成六年一月三十一日現在とし、高山市の項、中津川市の項、美濃市の項、羽島市の項、恵那市の項、各務原市の項、岐南町の項、柳津町の項、神戸町の項、安八町の項、墨俣町の項、穂積町の項、洞戸村の項、大和町の項、川辺町の項、笠原町の項、明智町の項及び萩原町の項の地域に示す町(大字)、丁目(字)の名称及び区域は、平成十年二月二十日現在とし、多治見市の項、関市の項、瑞浪市の項、美濃加茂市の項、土岐市の項、可児市の項、笠松町の項、海津町の項、関ヶ原町の項、白鳥町の項、坂祝町の項、富加町の項、白川町の項及び白川村の項の地域に示す町(大字)、丁目(字)の名称及び区域は、平成十五年一月十八日現在とし、山県市の項の地域に示す町(大字)、丁目(字)の名称及び区域は、平成十五年四月一日現在とする。
- 関係図面は、岐阜県健康福祉環境部環境保全課及び関係市役所又は関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百二十五号

騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する告示(昭和五十二年岐阜県告示第五十七号)の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から適用する。  
平成十五年三月二十五日

岐阜県知事 梶原 拓

別表中「可児市」の下に、「山県市」を加え、「高富町」を削る。

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三番地 飯尾  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三番地 岐阜文芸社  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)